

平成 19 年

# 厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

# 平成19年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会

平成19年3月26日(月)午前10時15分開会

---

出席議員 12人

1番	奈	良	握
3番	高	橋	也
4番	石	井	雄
5番	田	上	子
6番	神	子	人
7番	佐	藤	一
8番	井	上	明
9番	熊	澤	治
10番	中	山	子
11番	水	越	一
12番	落	合	二
13番	岩	澤	雄

---

欠席議員 なし

---

2番 欠員

説明のための出席者

管 副 副 副 収 事 事	管 管 管 管 務 務	理 理 理 入 局 局	者 者 者 者 役 長 長	小 山 大 木 花 小 竹	林 田 矢 村 上 澤 下	常 登 明 正 ・ 正 勝	良 美 夫 夫 彦 志 已 久
---------------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------

---

事務局出席者

書 書	記 記	内 吉	田 崎	幸 直	喜 幸
--------	--------	--------	--------	--------	--------

---

## 議 事 日 程

- 1 議長の選挙
- 2 会期の決定
- 3 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	田 上 祥 子	(1) 中間処理施設及び最終処分場の建設に向けて ア 厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画について (ア)実施計画の策定に当たり課題は何か。 (イ)計画の見直しをする必要があると考えているか。 (ウ)住民理解を得るために必要なことは何だと考えるか。	6

- 4 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算＜第 2 号＞）
- 5 議案第 2 号 厚木愛甲環境施設組合行政手続条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第 3 号 厚木愛甲環境施設組合常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 管理者施政方針
- 8 議案第 4 号 平成19年度厚木愛甲環境施設組合会計予算
- 9 議員提出議案第 1 号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則について
- 10 議員提出議案第 2 号 厚木愛甲環境施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例について

---

## 議 長 諸 報 告

- 9月6日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（7月分）
- 9月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（8月分）
- 10月25日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（9月分）
- 11月13日 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察のため、議長、副議長及び議員 8 名が千葉県流山市の視察を行った。
- 11月29日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（10月分）
- 12月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（11月分）
- 1月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（12月分）

- 3月1日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。  
例月出納検査結果報告（1月分）  
定期監査
- 3月6日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、松田則康議員が3月2日付けで厚木市議会議員を辞職したため、厚木愛甲環境施設組合同規約の規定により組合議員の職を失った旨の通知を受理した。
- 3月8日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成19年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成19年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会提出議案の送付があった。  
議案第1号～第4号 4件
- 同日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。
- 3月26日 議員提出議案第1号及び第2号を受理した。
- 

#### 本日の付議事件

- 1  
、 議事日程に同じ  
10
-

熊澤俊治副議長 おはようございます。議員諸公並びに管理者、副管理者、早朝より大変ご苦労さまでございます。副議長の熊澤でございます。地方自治法第106条第1項の規定によって、副議長が議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12人で定足数に達しております。

ただいまから平成19年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。管理者。

小林常良管理者 おはようございます。このたび厚木愛甲環境施設組合の管理者に就任をさせていただきました、厚木市長の小林でございます。

清川村の新村長に就任されました大矢副管理者も本日ご列席でございますが、大矢副管理者ともども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

初めに、議員の皆様方におかれましては、日ごろ、それぞれの市町村において地方自治の第一線にあって、日夜、住民福祉の向上に思いをいたされ、深い情熱を持って地域社会の発展にご尽力をいただいておりますことに對しまして、心から敬意を表する次第であります。

また、ごみ処理の広域化につきましても、厚木愛甲環境施設組合の事業運営に對しまして、日ごろから格別なるご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、「みんなでつくろう元気なあつぎ」を市民の皆様とともにつくることを旗印に、2月23日に厚木市の市長に就任させていただきました。この厚木愛甲環境施設組合につきましても、厚木市、愛川町、清川村の3市町村が広域行政によりごみ処理施設を建設していくという大きな行政課題と使命を担っており、組合の管理者として、その責任の重さに今改めて身の引き締まる思いをいたしているところであります。

さて、ごみ処理の問題につきましては、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会

経済システムによってもたらされた非常に深刻な行政課題であり、また、本組合を構成する3市町村におきましても、ごみ焼却施設の更新や最終処分場の確保などの問題が喫緊の課題となっております。こうした中で、歴史的、地理的に結びつきが深い3市町村が、知恵と力を出し合ってスクラムを組み、ごみの共同処理に取り組むということは非常に意義深いことであると考えております。

広域ごみ処理施設の整備に当たりましては、まず、ごみの減量化や資源化の徹底を図ることが重要であり、構成市町村及び住民の皆様のご協力のもとに、減量化・資源化の徹底に努めていただき、環境に配慮した適正な施設整備を図ってまいりたいと考えます。

また、施設整備に当たりましては、建設候補地の選定など難しい問題が山積している状況にありますが、住民の皆様が安心できる、環境保護対策や安全対策に万全を期した、環境に優しい施設を目指して、誠心誠意取り組んでいく所存であります。

地方自治行政に豊かな経験と愛情を持っておられます議員の皆様方のお力添えをいただきながら、広域ごみ処理施設の早期稼働を目指して全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、組合事業に對しまして、さらなるご理解・ご協力をお願い申し上げます、私の就任のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

熊澤俊治副議長 日程1「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については副議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決定いたしました。

本組會議長に石井恒雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名いたしました石井恒雄議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました石井恒雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

それでは、新議長からごあいさつがあります。

石井恒雄新議長 ただいま議員の皆様方のご推挙をいただきまして、議長の職につくことになりました。大変光栄に思うと同時に、この職責の重さを痛感しているところでございます。

広域ごみ処理施設につきましては大変難しい課題がございますけれども、厚木愛甲環境施設組合のますますの発展と円滑な議会運営に尽くしてまいりたいと思っております。議員の皆様初め理事者の皆様方の温かいご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

熊澤俊治副議長 以上で私の議長としての務めが終わりましたので、新議長と交代いたします。

それでは石井恒雄議長、議長席にお着きください。

(石井議長、議長席に着く)

石井恒雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。田上祥子議員、神子雅人議員をお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりで

ありますので、ご了承願います。

---

石井恒雄議長 日程2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

石井恒雄議長 日程3「一般質問」を行います。

通告に従い、質問を許します。田上祥子議員。

5番 田上祥子議員 それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

これまで私たちが豊かさや便利さ、快適さを求めてきた経済社会活動は、同時に、天然資源の枯渇、地球温暖化、環境汚染、最終埋立処分場の逼迫といったさまざまな問題を生み出しております。こうした問題の解決のためには、私たちの生活様式を見直しながら、ごみの発生を抑制するとともに、生産から流通、消費、廃棄に至るまでのものの効率的な利用やリサイクルを進めて、循環型社会を着実に形成していくことが大切であります。

さて、平成9年に発足しました厚木愛甲まちづくり研究会は、現在では厚木愛甲環境施設組合として、広域でのごみ処理の完結に向けて、1市1町1村の自治体職員、議員、そして住民が一体となって取り組むべきときを迎えております。

神奈川県としてごみ処理広域化基本計画を平成10年に策定したことを受け、清川村、愛川町、厚木市によるごみ処理の広域化を目指すことになり、平成19年度までに広域化実施計画の計画決定を目指してまいりました。したがって、本年はその最終年度を迎えるに当たりまして、その進捗状況と現時点における課題についてお尋ねいたします。

また、厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画では、その整備期間を平成15年度から始め、広域処理の開始目標年度を平成24年としており

ます。計画どおり実施するためには、平成19年度末までに実施計画を策定、決定していかなければなりません。

平成16年に当組合が発足してから、最終処分場の候補地の選定についてはほぼ順調に進捗していると認識しております。しかし、中間処理場の候補地選定が順調に進んでいないという現状にあって、平成19年度を目途に策定すべき実施計画に対してどのような影響があるのか。また、この現状により計画の見直しを考えておられるのかどうかをお伺いいたします。

この候補地につきましては厚木市内において選定することになっておりますので、厚木市の責任として、住民の理解を求めめるための努力をされてきていることも理解しております。そこで、現状を打開するために、当組合として取り組める何かがあるのではないかと私は考えておりますが、管理者のお考えをお伺いいたします。

質問をまとめます。

(1) 中間処理施設及び最終処分場の建設に向けて

ア 厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画について

(ア) 実施計画の策定に当たり課題は何か。

(イ) 計画の見直しをする必要があると考えているか。

(ウ) 住民理解を得るために必要なことは何だと考えるか。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

小林常良管理者 ただいま田上祥子議員からご質問をいただきました。中間処理施設及び最終処分場の建設に向けて、厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画について、実施計画の策定に当たり課題は何かとお尋ねでございますが、ごみを広域的に処理するため、平成10年3月に策定されました神奈川県ごみ処理広域化計画に基づき、厚木愛甲ブロックとしてごみ処理広域化に向けた取り組み等について、厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画を平成15年12月に策定いたしました。さらに、その

具体的な取り組み及び施設整備等について定めた厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画を平成19年度までに策定することとされております。

ご質問の策定に当たっての課題につきましては、ごみ処理広域化基本計画で施設稼働目標年度までのスケジュールが表記されておりますが、ご承知のとおり、中間処理施設建設候補地につきまして、現状では地域の方々にご理解をいただけていないことから、基本計画で定めておりますスケジュールどおりに進めることは、非常に厳しい状況にあるのが現状でございます。したがって、ごみ処理広域化実施計画の中に定める施設整備計画の内容等について、明確に示すことができない状況となっておりますことが、課題と考えております。

次に、計画の見直しをする必要があると考えているかとお尋ねでございますが、ご承知のとおり、広域ごみ処理施設の稼働年度につきましては、平成15年度のごみ処理広域化基本計画の策定時に、ごみの量及び対象人口などをもとに将来的な推計を行い、規模及び施設稼働スケジュールについて定めております。しかしながら、先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、施設稼働スケジュールが非常に厳しい状況でございますので、稼働目標年次について見直しを行う必要があるものと考えております。

次に、住民理解を得るために必要なことは何だと考えるかとお尋ねでございますが、広域ごみ処理施設の整備につきましては、まず第1に、地域の皆様のご意向を反映することができる、環境に配慮した安全で安心な施設整備を行うことが重要であると存じます。第2は、施設整備に当たって、生活環境の改善や安全対策を具体的にお示しし、ご理解をいただくことと考えております。

以上でございます。

5番 田上祥子議員 ご答弁ありがとうございました。では、再質問させていただきます。

初めに、小林管理者が就任したわけござ



いますけれども、第1回定例会。これまでの議会の中では、そういった計画スケジュールどおりにと。前回の議会におきまして、平成19年度までには実施計画を策定するというご答弁でありました。この議会で初めて小林管理者から、スケジュールどおりにはなかなかいかない、厳しい状況だという発言があったわけでございます。

初めにお聞きしたいんですが、まず、最終処分場の進捗状況についてですが、前回の議会におきまして奈良議員から、この最終処分場に関しましては、土地利用に関して、この清川村の土地が自然公園に指定されていたり、また保安林であるということから関係省庁との協議を行わなければならないということでしたけれども、この協議等は順調に進行しているのでしょうか。

また、この最終処分場につきましての進捗状況、これは平成24年度までの稼働については、最終処分場に関しては順調に行くというふうに考えてよろしいのでしょうか。

小野澤正巳事務局長 今、最終処分場の関係についてお尋ねがございましたけれども、さきの8月の定例会のときに奈良議員さんからご質問いただきまして、そこでの課題等については事務局としてご答弁させていただきました。

現在は、清川村さんのご努力のかがありまして、地域の中に最終処分場周辺整備の対策委員会というものが地域の住民によって結成されておりまして、そこでの協議を数回やらせていただいております。地域の皆様のご理解がございましたので、平成18年度には、最終処分場の候補地、この中に入らせていただきまして、基礎調査、いわゆる測量であるとか地質調査、こういうものも行っていました。そういうことから、かなり順調に進んでいるというふうには認識してございます。

それから、法の規制解除の関係でございますが、既に県の方とは数回協議をしておりますが、来年度、19年度に入りまして、特に難しいと言われております保安林の解除の関

係がございますので、これは早期に書類を整えまして、正式に国の方に解除のための申請を上げていきたい、このように考えてございます。

以上でございます。

5番 田上祥子議員 ありがとうございます。

ここでちょっとお聞きしたいんですが、今お聞きしたように、最終処分場は順調に推移しているということですね。ただ、供用開始するには中間処理施設と同時に供用開始するわけですから、最終処分場が順調に行っている反面、なかなか中間処理施設が進捗しないという状況だと思うんですが、計画決定をされてから施設が稼働するまでの年数というのは、大体具体的に何年かかるものなのでしょうか。

小野澤正巳事務局長 中間処理施設の施設稼働ということでもよろしいでしょうか。

5番 田上祥子議員 そうです。

小野澤正巳事務局長 中間処理施設でお話をさせていただきますけれども、中間処理施設を整備するためには、まず法的な手続きがございます。具体的に申し上げますと、施設の規模、あるいは施設用地面積等がございますが、その関係で、神奈川県環境影響評価条例、これに基づく手続きが必要でございます。あわせて施設自体が都市計画決定の手続きが必要になります。この2つの条例と法律は非常に密接な関係にございますので、並行して進めていく必要があるということでございます。その中の調査期間であるとか公告、縦覧の期間とかが法律なんかで決められてございますので、これを考えますと約3年半かかります。

それから、次は施設建設に移るわけですが、施設建設も、いわゆる造成工事であるとか施設の本体の工事、あるいは施設が完成した後に行う焼却施設の試運転の期間というものがありますので、これらを考えますと4年かかるということでございますので、今お話ししたとおり合計で7年半かかる、このように考えております。

5番 田上祥子議員 都市計画決定までに3年半、そして施設建設まで4年かかる、合計7年半かかるということであると、物理的に考えても、この平成24年度の稼働は不可能と、そういう認識でよろしいでしょうか。

小野澤正巳事務局長 おっしゃるとおり、現在の状況ですと、24年の稼働はもう不可能であると、このように判断させていただいております。

5番 田上祥子議員 この中間処理施設の現状につきましては、厚木市が候補地として組合に報告がされているにもかかわらず、いまだに住民の方たちの理解を得られないということで、組合が施設の建設地を決定できないという状況にありますね。実施計画を策定するためにはこの建設地を決定することが大前提でありますので、今ご答弁がありましたように、平成24年度の稼働は不可能ということになります。

現在の厚木市にあります環境センターが、平成24年には建設から25年目に当たります。耐用年数をもう現在も迎えておりますので、ここで5年間稼働するため、約8億円をかけて維持管理補修などを行うということ聞いております。それで、この平成24年度に新しい施設が稼働できないということになりますと、新たにまたプランを立て直すことが必要ということで、またここにも相当の予算がかかるということが考えられます。

また、愛川町さんの美化プラントにつきましても、先日伺いましてお話をお聞きしましたけれども、やはりこちらも建設から17年が経過しているということで、新しい施設が完成するときには、現在の施設を100%使い切った形で、そういったむだがない形で新施設に移行したいというふうにおっしゃっておられまして、今年度、約1億5000万円の予算をかけて、七、八年先を見越して、そういった補修を行うというふう聞いております。

どちらの施設も、平成24年度という目標に対しては、新しい施設の方向性がはっきりしてこない現状の中では、最悪の状況も視野に入れて施設の維持管理をするという、そのリ

スクマネジメントをしていかななくてはいけない、そういう現状だというふうに感じてまいりました。このリスクマネジメント、厚木市環境センター、また愛川町さんの美化プラントのリスクマネジメントの負担をできるだけ軽くするという意味でも、ここで組合としてはっきりとした判断をすることが重要だと私は考えております。

そこで、平成24年度の稼働は非常に厳しいというお答えをいただきました。であるならば、ここで計画の見直しをしなければいけないということになりますけれども、この実施計画の策定の見通しがつかない中で、目標年度を何年というふうに置いて、また計画の見直しをされるのかというところをお聞きしたいんです。

基本構想によれば、目標年度は24年度としておりますけれども、将来的に、社会情勢等により廃棄物を取り巻く環境等に変化が生じた場合は、柔軟かつ適切に対応し計画の見直しを行うものとするということがあります。そして計画の目標年次を平成30年度というふうにしておりますけれども、今年度をその見直しの時期とするのであるならば、その計画の目標年次は何年というふうにされるお考えでしょうか。

小野澤正巳事務局長 今お話の中でございました平成30年というのは、施設規模を算定するとき国の方から示されていることでございまして、厚木愛甲の基本計画の中で平成24年度に稼働目標を置いておりますので、稼働目標年度から7年を経過しない範囲で、いわゆる人口推計であるとかごみの量の推計をして施設規模を決めなさいよということでございますので、30年度というのはそういう形で掲載をさせていただいたと私は認識をしているわけでございます。

では何年度になったらその新たな施設が建ち上がって稼働するのかというお尋ねでございしますが、現段階では、地域の皆さんのいろいろご意向もございしますから、この場では何年ということをはっきり申し上げることは大変厳しい状況でございます。したがって

今後、もちろん今、厚木市の環境センター、あるいは愛川町の美化プラントのお話もいただきましたけれども、そういう延命の関係もごございますし、最終的にはなるべくそういう財政的な負担をかけない形で、早い時期の稼働を目指していきたいとは考えておりますが、組合と構成市町村が今後よく協議をさせていただいて、その目標年度をもう1度決めていきたいというふうには考えてございます。

5番 田上祥子議員 そうですね、この時点ではなかなか具体的な目標年度を示すことは難しいかと思うんですけれども、ここで計画の見直しを行うことになった場合に、やはり愛川町さんとか清川村さんから理解を得る必要があると思います。この理解を得るために、具体的な方策としてどんなことをすべきだと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

また、現在、小林管理者は同時に厚木市長でもあります。厚木市は、1市1町1村で構成されております厚木愛甲環境施設組合に対して、やはり説明責任が求められるのではないかなというふうに私は考えておりますけれども、厚木市長としてお答えしていただきたいんです。厚木市長としてお答えできなければ、組合の管理者として、厚木市に対して、そういった説明責任を求めのお考えがあるかどうか。就任早々、こういった状況の中で、じくじたる思いがあるかと思っておりますけれども、そういったことも当然引き継がなければいけないというふうに思いますので、ご答弁お願いいたします。

小林常良管理者 愛川町さん、それから清川村さんへの説明というか、そういうお話を前段でいただきました。この組合は、ご存じのとおり、3市町村が1つの思いを持ってスタートしているわけでありますので、大変月並みな言い方で恐縮でございますけれども、今後とも、厚木市の今置かれている状況も含めて、3市町村で誠意を持って対応を、いろんな話し合いを持っていきたいというふうに思っております。

きょう私は管理者という立場でここでお話をさせていただきましても、この厚木市の方にきちんとした要請をというふうなお話だったかと思えます。基本的な計画、そして現状の目標年度は見直さざるを得ない状況は私どもも把握をしているわけでありましてけれども、厚木市に対して、具体的な地域との話し合いになるべく早く入っていただけるように、管理者としての要請をしていきたいというふうには思っております。

5番 田上祥子議員 この組合が平成16年度に発足したわけですがけれども、3年間を経過しまして、なかなか議会の中でも議論が進まない状況にあります。やはり私たち組合議員は、その施設建設に向けて、ここで、議会の中で、具体的な議論をいろいろしたいという考えを持って議会に臨んできましたけれども、なかなかそこまでたどりつかないという状況でありますし、また、清川村さんからも、愛川町さんからも職員を派遣されて、相当な予算をかけて組合を進めているわけですので、やはりそれなりの厚木市の責任というものはあるかなというふうに思います。したがって、この組合に対して、また清川村さん、愛川町さんに対しても、しっかりと説明責任を厚木市として果たしていただきたいということを要望いたします。

やはり先ほどからありました、住民の理解をなかなか得られないということですが、管理者があらかじめ19年度施政方針を配付されまして、読ませていただきましたところ、住民向けのパンフレットを作成するということを示されておりましたが、そういったことを通して、住民の理解を得るような努力をするとお考えになっているのか。また、そのほかに具体的な方策があればお示しをいただきたい。

また、この住民向けのパンフレットの内容はどのようなものになっているのか、お聞かせいただけますか。

小野澤正巳事務局長 パンフレットの関係でございますが、実は平成18年度において、中間処理施設、あるいは最終処分場の基本的

な事項を定める基本構想というのを組合で策定をさせていただいております。その内容が主になると思いますが、これの概要版、あるいは住民説明会用のパンフレットをつくって、できれば早い時期に、厚木市、愛川町、清川村さんの3市町村に入らせていただいて、組合としてこういう施設を考えていますということを3市町村の住民にお知らせをして、また3市町村の住民からいろいろご意見もいただいきたいと。そういう中で、いろいろ議論をした中で、新たな施設をつくっていきたいというのが我々の思いでございます。

地域の方の思いももちろんあると思いますけれども、中間処理施設については、場所を特定したいいわゆる基本構想ということではなくて、あくまでも厚木市内につくるという前提がございますから、市内につくることは間違いございませんけれども、組合としてどういう施設を今考えているのかというのを、市民あるいは住民の方に知っていただきたいということでございまして、そういうパンフレットをつくって住民説明会を開いていきたい、このように考えてございます。

5番 田上祥子議員 組合としては、どういった施設をつくらうとしているのかという議論をすべきところが組合なんでしょうけれども、やはり住民の理解を得るということに対しても、組合ができることがあるのではないかなというふうに思うんですね。そういった意味でエコ・スタディなんかを開催していただいていると思いますけれども、そういったエコ・スタディ、これまでに何回開催して、また参加人数、このエコ・スタディの内容をちょっと示していただきたいんです。

小野澤正巳事務局長 平成16年度から、エコ・スタディについては毎年開催をさせていただいております。16年度、17年度については1回しか開催をしなかったんですが、18年度につきましては、施設見学ということを含めまして2回開催をさせていただいております。

毎年、公募で市民あるいは住民の方の参加

をお願いしていたんですが、40名程度の定数をもってやっていたんですが、なかなか参加者が少なかったということなんですが、18年度については40名の応募に対して、60名近かったと思いますけれども、五十数名の申し込みがございまして、抽選でやらせていただいたということで、今最終処分場がどうなっているか。いわゆる自分たちの出したごみが、どこで、どう処分されているのかということを知っていただきたいと、こういう思いがありまして、草津の方の最終処分場を見学していただきました。

こういうことを見ていただきますと、意外と最終処分が県外でされているということを知っている方は非常に少ないですね。初めて知ったという方がかなりいらっしゃると思います。やっぱりそういうことを見ていただきますと、ごみの排出であるとかごみの削減であるとか、そういう意識がかなり芽生えてきて、最後のいわゆるアンケート、こういうものでも、もうちょっと気をつけていきたいとか、そういうご意見もたくさんいただいております。

2回目には厚木市の環境センターを見ていただいております。やはり環境センターのピットを見ていただくと、かなりごみの量が多いということが自分の目で見ていただけますし、また、環境センターの職員の説明を行わせていただくと、その担当職員のご苦労というものもわかっていただけるようで、そういう意味では、もっともっとそういうことを市民の方が知っていただいて、みずからごみの排出抑制だとかそういうのに取り組んでいただき、その1つの手助けになればということで、19年度もやっていきたいというようには考えてございます。

5番 田上祥子議員 やはりこのエコ・スタディ、非常に大事な事業かと思っておりますので、参加者がもっともっとふえるような取り組みをしていただきたいというふうに思います。

また、住民の理解を得るといった方法において、例えば東京都の狛江市などでは、1991

年に一般廃棄物処理基本計画策定委員会を市民の委員12名と専門家の委員6名で発足をし、そこから全体役員会ですとか市民だけの部会、あるいは専門家だけの部会等を開催して、それを何と1年間で約50回開催をすることによって、それまで行政対市民という対立の構図だったものが、市民の中から、市民同士の対話によって、具体的ないろんな施策が生まれてきた。そこからリサイクルセンターが完成したという経緯もお聞きしております。

また、やはり東京都の東村山市では、ごみ処理・し尿処理施設再生計画策定市民協議会というのが発足されまして、ここでもやはり1年間に延べ167回の会合を開催した中で、再生計画書を市長あてにこの市民の委員会が提出されたというふうなことも聞いております。

これらから共通することは、やはり市民が参加する場を提供して、それで何回も何回も会議を開催していく中で議論が活発になっていき、そこからいろんな共通理解が出てくるなということを感じたんですね。

そういうことで、今エコ・スタディが開催されて、施設見学を主にやっているということでしたけれども、施設見学という発想からちょっと外れて、施設の建設という発想を転換して、やはりリサイクル社会であるとか資源循環型社会を考えていくという中で、ごみ処理施設がどういった位置にあるのか、そういう考え方が、そういう意識づけが必要かなというふうに考えるんです。

やはり行政と、またあるいは組合、そして住民と一緒に勉強していく中で、お互いのいろんな理解が深まるんじゃないかなというふうに考えているんですが、例えば現在のこの組合に懇話会が設置されておりますけれども、そういった懇話会が核となって、もっとたくさんの住民を巻き込んで、また専門家委員もふやすなどして、そういった議論を深めていくようなお考えはありませんか。

小野澤正巳事務局長 今田上議員さんからいろんなご提案をいただきました。懇話会は

確かに組合の方にごさいます、懇話会の中でいろいろ減量化に対するご意見だとかをいただいています。そういうのをもっと発展してというお話でございます。組合だけではすべてのことはできないと思っておりますし、当然広域処理というのはそれぞれの市町村でやっていただくべきこともございますので、その辺につきましては構成市町村とも、今のご意見をまた情報提供させていただいて、今後どのように進めていくのかということをして…。

やはりおっしゃるとおり、市民の議論が高まってきませんと、なかなかその理解が得られないということがございます。前に広域化に向けた住民説明会の参加者が少ないというお話もいただいているんですが、我々としては一生懸命やっただけでいるんですが、そのときにはごみに対する意識が余りない方もいられて、なかなか参加してもらえないということもございました。そういうことも1つの教訓として、構成市町村ともよく協議をさせていただいて、今後そういう市民を入れた協議会であるとか懇話会であるとかをどういうふうにやっていくのかというものを研究させていただきたいと、このように考えてございます。

5番 田上祥子議員 この組合はぜひ、やはり関係機関とのあれも必要ですけれども、そういう1市1町1村の環境部との調整等を行いながら、ごみ処理施設ということではなく、まちづくりの一環としてのそういった協議会を持っていただきたいなというふうに思っています。それで、そういった中で懇話会が中心となって、住民に対してのアンケートですとか、また、そういったリサイクル社会についてのシンポジウムですとか、そういったものの開催も組合として行えるんじゃないかなというふうに考えます。

もう1点なんですけれども、やはりなかなか住民から理解を得られないということに関しまして、私も、これまで組合は環境部の職員が行くときに同席をするぐらいというふうな認識なんですけれども、そういった中で、

施設の説明をしようと思って皆さんのところへ伺うんでしょうけれども、とても施設の説明までは聞いていただけないというふうなことだと思うんですね。ただ私は、そこではなくて、やはり人間対人間ですので、まず1対1の対話をしていただきたいというふうに思うんですよ。

まずお1人お1人のところに伺って、何度も何度も足を運んで伺って、最初はあいさつだけして帰ってきたのが何回かあって、それで、きょうはちょっと立ち話ができたとか、だんだんだんだんそれが回数が重なって、きょうはちょっとお茶飲んでいきなよなんて言ってもらえたと。人間対人間ですので、そういったところから進めていく必要があるんじゃないかなと、そういった対話を進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよね。それにはやはり根気、時間も必要となります。

また、私は、ある程度専任の職員をそういったところに配置してもいいんじゃないかなと。住民に対して、そういった専任の職員を配置してもいいんじゃないかなというふうに思うんです。条例の中では職員の定数13名というふうになっております。もし現在の職員で足りないということであれば、1名か2名ふやすこともできないかなというふうなことを考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

小野澤正巳事務局長 議員さんおっしゃるとおり、毎日のように行ければ、地域に行って直接お話ができればというふうに思っておりますけれども、今地域の皆様は、厚木市に対して、候補地の選定のあり方といいますか、そういう不信感といいますか、そういうものがございまして、組合の話は順番とすればその次になるのかなというふうに思っております。しかし、ですからといって厚木市だけにお任せするというのではなくて、我々も時間がある限りは同行させていただくような形をとらせていただきたいというふうに考えております。

あと職員の増員というお話がございました

けれども、実は職員については3市町村からの派遣職員で組合は構成されておりますので、それぞれの市町村の定数の問題とかいろいろございますから、そういうふうにできればそれに限ったことはございませんけれども、なかなか難しいのかなというふうに思うわけでございます。そういう意味では、厚木市に建てる施設ですから、厚木市の方の環境部内にそういう職員を置いてもらっても、組合と地域、市と地域、あるいは市と組合、こういう仲立ちをしていただく方がいただければ、より密接な関係になるのかなというふうに。

今、組合の中には連絡調整会議という構成市町村でつくる会議がございまして、ここでは常に部長さん、あるいは課長さん、場合によっては助役さんが集まっていたいて、いろんな問題を協議していただいて、方向性を決めたりしておりますけれども、地域と市、あるいは地域と組合という話ですとまたちょっと違ってきますので、そういう部分でだれか核になる者がいただければ一番ありがたいなというふうに考えておりますので、その辺につきましても、よく厚木市の方と協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

5番 田上祥子議員 最後にいたしますが、厚木市役所の職員が来たとか、組合のだれだれさんが来たということで、やはり住民も、それはどうしたって話し合う気にはなれないと思うんですよ。そうではなくて、1人の人間として、だれだれさんが来たよ、またあの人 came たよ、また来たよとか、そういったところから住民の皆さんの本当の気持ちをだんだんと話していただけるような、そういった人間関係をぜひつくっていただきたいことを要望いたしまして、質問を終わります。

石井恒雄議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時12分 開議

石井恒雄議長 再開いたします。

日程4「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成18年度厚木愛甲環境施設組合会計予算について、事業の進捗により必要な措置を講ずるため、その執行に要する経費を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕がなかったために、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る3月2日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

石井恒雄議長 質疑に入ります。井上議員。

8番 井上博明議員 全協でもちょっとお聞きをしたんですけれども、まず減額全体の理由等について伺います。

小野澤正巳事務局長 減額の主な理由ということでございますが、大きいものにつきましては、広域のごみ処理施設の整備事業費の減額493万1000円ということでございまして、これは中間処理施設の整備関連で予定していました事業が、地域との話し合いができなかった、また地域に説明ができなかったということで、この事業費を減額させていただいたのが主な内容でございます。

8番 井上博明議員 中間処理施設の候補地の地域の皆さんへの説明ができなかったということですが、この点での反省点と課題について。

小野澤正巳事務局長 先ほど一般質問の中でお話がございましたけれども、我々としては、地域に早く入らせていただいて、施設整備の関連のお話をさせていただいた上で、地元のご理解をいただいて、早い時期に基礎調査であるとか施設整備に関連した

お話をさせていただきたいということを考えておりますが、現在の状況ではそういう状況にないということでございまして、今後とも我々としても、厚木市と連携をしまして地域に行きまして、とにかく早い時期にお話し合いをさせていただきたいと、こういうふうに考えております。

石井恒雄議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程4「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて」は賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は承認することに決しました。

石井恒雄議長 日程5「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合行政手続条例の一部を改正する条例について」及び日程6「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第2号及び議案第3号の2件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第2号 厚木愛甲環境施設組合行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の一部改正により同法に新たな条文が加わったことに伴う引用条文のずれに対応し、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第3号 厚木愛甲環境施設組合

常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴い収入役が廃止され、新たに一般職の会計管理者を置くものとされたことから、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上2議案につきまして、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

石井恒雄議長 一括質疑に入ります。

別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件は、会議規則第36条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程5「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合行政手続条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程6「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

石井恒雄議長 日程7「管理者施政方針」の説明に入ります。管理者。

小林常良管理者 平成19年度の予算並びに諸案件のご審議をお願いするに当たり、私の組合運営に対する所信と決意を申し述べるとともに、主要な施策についてご説明申し上げます。

歴史的、地理的に結びつきが深い厚木市、愛川町及び清川村が、ごみ焼却施設の更新や

最終処分場の確保といったごみ処理の共通課題に対応するため、平成16年4月に厚木愛甲環境施設組合を設置し、丸3年が経過いたしました。

私が管理者に就任して、平成19年度は事実上のスタートの年となるわけですが、改めまして、厚木市、愛川町、清川村の3市町村によるごみ処理広域化事業の要職として、その責任の重さを痛感している次第であります。

愛川町長であります山田副管理者、そして清川村の新村長であります大矢副管理者ともども、よろしく申し上げます。

さて、私たちは、高度経済成長期を経て、科学技術を飛躍的に発展させ、便利で快適な社会を実現しましたが、一方では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムは、生活環境の汚染や破壊をもたらし、資源採取から廃棄に至る各段階で環境の負荷が高まり、地球温暖化問題など地球規模の環境問題に直面しております。

こうしたことから、近年は、限りある資源を効率よく利用するとともに、社会のあり方やライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減を図る循環型社会づくりが求められるようになりました。

国におきましても、循環型社会形成推進基本法を制定し、廃棄物を単に処分すべき対象としてではなく、貴重な循環資源としてとらえ、ごみを減らすリデュース、繰り返し使うリユース、ごみになったら資源として再利用するリサイクルの3R(スリーアール)の基本原則などを定めるとともに、各種リサイクル法を順次制定するなど、循環型社会の構築に向けた取り組みが進められているところであります。

物質的な豊かさから心の豊かさを求める時代へと人々の価値観が変化してきている中、循環型社会の実現のためには、私たち一人一人がものを大切にし、もったいないという精神をもって意識改革とライフスタイルの変革



に取り組み、実践していくことが必要であると考えます。

こうした実践の中で課題となりますのが、ごみの減量化や資源化の問題であります。私たちが進める広域ごみ処理施設の整備に当たりましては、構成市町村及び住民の皆様のご協力のもとに、減量化、資源化のさらなる徹底に努めていただくことにより、環境に配慮した適正な施設整備を図ってまいります。

また、ごみの発生抑制、ごみ処理・焼却過程におけるリサイクルやエネルギー回収、そして最終処分量の減量化というごみ処理システムを確立することにより、循環型社会の構築に向けた、地域における先駆的な施設として、その役割を果たしてまいり所存でございます。

さて、平成19年度の予算編成に当たりましては、情報提供のさらなる充実を図り、事業の透明性を確保するとともに、地域住民の皆様のご理解を得ながら施設整備の推進を図るため、構成市町村から負担いただく貴重な財源の効率的、効果的な配分に努め、経費の縮減と優先順位を踏まえた事業の選択を徹底し、1億1133万8000円の予算規模といたしました。

国の循環型社会形成推進交付金を活用し財源確保を図るとともに、歳出の抑制に努めながら、引き続き「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」及び「情報提供推進による事業の透明性の確保」を二大施策として位置づけ、ごみ処理広域化事業を着実に推進してまいります。

最初に「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」につきましては、平成18年度に作成した中間処理施設及び最終処分場の施設整備基本構想について住民説明用パンフレット等を作成し、広く住民の皆様にご周知しご理解をいただいておりますとともに、事業の進捗状況を見ながら、最終処分場の施設基本設計の基礎となるべき施設整備基本計画等の作成を進めてまいります。

次に「情報提供推進による事業の透明性の確保」につきましては、組合広報紙、ホーム

ページ等の活用により事業に対するご理解をいただくため、さらなる情報提供の推進を図るとともに、厚木愛甲環境施設組合事業懇話会及びエコ・スタディ等を開催し、事業の透明性の確保の充実に努めるほか、住民の皆様のご意見を今後の事業に反映してまいりたいと考えております。

以上、私の所信を述べさせていただきました。中間処理施設や最終処分場の整備に当たりましては、早急に解決していかねばならない課題がございますが、私は、これらの課題に臆することなく果敢に立ち向かい、厚木市、愛川町及び清川村とスクラムを組んで、施設整備に向けて最大限の努力を惜しまず取り組んでいく覚悟であります。

終わりに、厚木愛甲地域の緑豊かな自然環境を次世代に引き継げるよう、環境に配慮した安心・安全で適正な広域ごみ処理施設の整備を目指して、常に住民の皆様の声に耳を傾けながら、誠実に、そして着実に事業の推進に努めてまいり所存でありますので、皆様方により一層のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。平成19年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

石井恒雄議長 以上で「管理者施政方針」の説明を終わります。

---

石井恒雄議長 日程8「議案第4号 平成19年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第4号 平成19年度厚木愛甲環境施設組合会計予算につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成19年度予算につきましては、広域廃棄物処理施設整備調査事業費、人件費等経常的経費及び情報提供推進事業費等の必要見込額を措置いたしましたものでございます。この結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1133万8000円となりました。

内容につきましては、先般、事務局長がご

説明させていただいたとおりでございます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

石井恒雄議長 質疑に入ります。井上議員。

8番 井上博明議員 19年度の当初予算でありますけれども、当初予算には中間処理施設にかかわる予算措置が今回はされていないわけでありまして。先般の全協でこれらの関連の説明を求められた際に、事務局サイドでは、市長が市議会でご答弁されている内容を取りまとめされた中で、今後、誠心誠意、地域の方々とは話し合いをして、情報も公開されるというような話をされておりまして、地域の方々を選定の仕方に不信を持っておられるということで、そこのところをきちんとしないと、組合と話し合う必要もないと言われていいます。

地域の理解がなければ調査に入れないし予算を組めないということで、当初予算に中間処理関係の予算が入っていないということでご理解してよろしいのか。

小野澤正巳事務局長 井上議員今おっしゃったとおり、今は厚木市の中間処理施設の候補地について、地域の皆さんは、不信感、言葉はそういう言葉でよろしいかどうかわかりませんが、まずそれを払拭といいますが、整理をしていただかないと、その次の組合のやるべき仕事である施設整備、これのお話が聞いていただけないというふうに理解をしております。

したがって、今18年度で基本構想までは、これはつくりましたけれども、ここから先、基礎調査も地域のご理解がないとできない状況でございますので、そういう認識を持っているところでございます。

8番 井上博明議員 わかりました。管理者は厚木市長という2つの顔を持って事業に当たられておりますので、この点ではきちんと対応をしていただきたいと思います。要請をしておきます。

あと、情報提供推進事業、最終処分場の施

設整備等で、事業としては金額的にはそう多くない、前年度と比べても減額の当初予算であります。こうした中で、まず臨時職員1名を雇い上げるということでありますけれども、仕事量も少ない中で、1名の臨時職員をふやすということについて説明を求めたいと思います。

あと情報提供の関係で、先ほど事務局の方からも答弁がありまして、中間処理施設の整備基本構想の策定を18年度に行ったと。また最終処分関係もそうですけれども、それらを概要版で市民、関係住民に知らせ、また説明の折にもそれをとということではありますが、そこで、中間処理施設の策定の委託をされているわけですが、この委託の中では、候補地は限定せずにこの構想を取りまとめるということで、先ほど来もお話がありましたよね、特定はしないんだよということになります。

この委託内容の中で、設計概要、業務内容として、「2」のところでは施設整備にかかわる各種条件等の収集及び整理という仕事を出されるわけですね。この中で、施設建設候補地に関し、敷地及び周辺条件、公害防止基準、搬出搬入車両条件、供給施設条件、施設運営管理条件について資料を収集しろということですね。あと「5」では、施設整備に伴う周辺環境への安全対策及び環境保全対策で、施設整備に伴う施設建設時及び施設稼働時に周辺環境に影響を与える可能性がある安全面及び環境保全に関して検討を行うということで、このものをつくってくださいよということをしているわけですが、候補地が特定されない中でこうした業務が行われたのか。それでそうしたものに基いて概要版をつくって、住民に情報が出されるのか。この点について、私は、より正確な情報が出されないという面があるのかなというふうに思いますので、この点について。

小野澤正巳事務局長 まず第1点目の臨時職員の関係でございますが、井上議員さん、事務量が少ないというふうに言われておりますが、現在7名の職員で組合の事務を行って

おりまして、その中では、組合というのは市の縮小版みたいな形でございまして、かなり事務量はございます。そして18年度で申し上げれば、それぞれ委託事業の内容とかの話もございまして、現実に最終処分場の方は仕事は進んでいるわけでございますので、細かいことになりますけれども、かなり仕事量としてはございます。そういう中で補佐的な仕事をしていただくということで、臨時職員の予算を計上させていただいた次第でございます。

それから今、中間処理施設の基本構想の話だと思うんですが、基本構想をつくるときに、構成市町村ともいろいろ協議をさせていただきましたけれども、今の柵沢地区の候補地を視野に入れてやる方法と、そうではなくて特定せずに、組合としてどういう施設をつくるか。そういうことを考えていきますと、地域の方々の思いといいますか、そういうものもございまして、とにかく厚木市内につくるということは事実でございますので、ここを視野に入れて、組合としてどういう施設をつくっていくのか。これはまた場所が変わればその条件も変わってくると思いますが、現在つくっている基本構想については、一般的といいますか、基礎的な部分でございまして、基本的な事項をその中に定めをさせていただいているということでございまして、ご理解を賜りたいと思います。

8番 井上博明議員 それでは、組合としてはどういう施設をつくるかということで一般的な基本事項を定めたもので、柵沢地区の場所を特定して基本構想をつくったわけではないと。どこの候補地でも当てはまる、一般的な構想だということで再度確認したいと思います。

小野澤正巳事務局長 基本構想につきましては、今議員さんがおっしゃったように、場所が変わってもその内容等は大きく変わらないというふうに考えておりますので、基本的な部分でまとめをさせていただいたものと、このように考えております。

石井恒雄議長 奈良議員。

1番 奈良 握議員 新管理者はご存じのように、一部事務組合に私はずっと反対をする立場から活動してきましたから、一言言わないわけにはいかない。

先ほどすらっと平成24年には間に合わないというふうにおっしゃいましたが、すごく重要な発言だというふうに私は思うんですね。もしそうであるならば、私が厚木市議会の中で再三申し上げてきたように、形だけ一部事務組合を先につくるというのは、問題が非常に多いのではないかと、後で必ず問題が起こるのではないかと、いうふうに言ってきたとおりじゃないですか。今さらになって平成24年にできません、そんなことを言って、この一部事務組合が存在している意義は一体何なのかという意味から、これは十分に反省する必要がある。

これは私は、主要には厚木市の市長として質問すべきところがあるのではないかと、いうふうに思うんで、きょうは余りその辺については言いませんけれども、このままでは、清川村の話だけ進めるという話にはならぬんじゃないんですか。やっぱり今の実情からいえば、なぜこういう局面になったのかということを考えていく必要がある。

先ほどご説明がありましたとおりであれば、何となく厚木市の方でやろうとしている状況もあるし、候補地がまだ定まらないようなニュアンスを半分はにおわせながらやるような話もありましたけれども、事実上、そういう意味からすると、この間、住民からいろいろと、例えば組合議会にも白紙撤回等の意見が届いていましたけれども、言葉をどういうふうに言うかは別として、なかなか計画がうまくいかないということは事実のようでありますから、断念というか、そういった時点でもう1度時間をかけてじっくりつくるといふのであれば、やはりそれなりの責任を持った発言があつてしかるべきではないかというふうに思います。この予算を執行するに当たって、やはりそういった反省が組合としても必要になるかというふうに思いますが、この辺についてはいかががお考えか。

それともう1点は、情報公開ということ了新管理者は多分1つ旨とされておりますから、この組合についても、情報の提供ということについては、かなり新しくいろいろとやっていただけるのではないかというふうに期待をする面もあります。そういった意味からしますと、この一部事務組合議会というものが、かつての一部事務組合では、そういう意味では、私から見るとまだまだ古いところを残していたところがあると思います。この時代になってきますと、新たに議会運営委員会というものをきちんと設置され、こうした議会の場でたくさんの傍聴者もお見えになる。陳情も受けたり、情報公開請求も受けるということになりますから、やはりそれなりの対応が必要になるというふうに思います。管理者から、その辺についてお考えがあれば、再度お伺いをしておきたい。

小林常良管理者 2点ご質問をいただきました。稼働時期が非常に難しいという、時期については非常に重大な話だということも聞かせていただきました。そのとおりでありますけれども、現実論として非常に厳しい状況になっているということも、先ほど言われた情報公開も含めて、ここで話をさせていただいた方が……。私は、これは偽りない状況を、いつまでも現実性のない話をむやみに延ばすこともどうなのかなというふうに感じているところであります。

それで、基本的な考えといたしましては、私も、この中間処理施設については、やっぱり厚木市の方に相当努力をしていただかなくちゃいけないという姿勢は貫き通させてもらいたいと思うと同時に、過去3年間、この組合を通して皆様にはいろんな活動をいただいているわけでありますので、存在意義云々というお話もあるわけでありますけれども、現実には清川村さんもこうしてある程度絞られるような話になってきたというのは、やっぱりこの一部事務組合の議員の皆様を初めとするご指導があったからだというふうに理解をさせていただいております。

管理者という立場で、今後ともこの実現に

向けて精いっぱい努力をさせていただかなくちゃならないなということを、今のお話の中から、やっぱりなお一層感じたところであります。

以上です。

1番 奈良 握議員 じゃ、後は厚木市の方で。

あと、今清川村さんのお話がありました。あれは清川村さんの努力だと私は思います。そういった意味では、厚木市側がたくさん人口も抱えて、前に高橋議員も言っていましたけれども、一体ごみがどういうふうに最終処分されているのかといった実情も余り知られていないという状況から、やはりこういった問題を解決するために踏まなきゃいけないプロセス、それが十分だったのかどうかという点を私は今まで言ってきたんで、それはもう事務局長も十分ご承知のことです。

今から残された時間を使って、清川村さんがああいう形で努力されたわけですからなおのこと、ここはやっぱり住民の方が本当に納得いく形で解決しないと、禍根を残すと思います。

以上で結構です。

石井恒雄議長 佐藤議員。

7番 佐藤知一議員 情報提供推進事業費について質問させていただきます。

先ほどの管理者の施政方針にあったように、ホームページの活用などをもって情報提供推進は非常に必要だと思っております。私自身、昨年的一般質問で、ホームページの中で市民からのご意見というところがありまして、そこに対してリンクが張られていない。これは市民からのご意見があるのかないのかというようなことを確認したところ、市民からのご意見はあるけれども、この改善というふうに私はとったんですけれども、その後、半年たっても全く改善されていない、リンクも張られていない。私は事務局のやる気が全くないのだなというふうに判断したんですけれども、これに対してどのように、何かお答えください。

小野澤正巳事務局長 議員さんおっしゃる

とおり、8月の議会で、情報提供の中でホームページの関係についていろいろご質問、あるいはご指導いただきました。1つはカウンターの問題がありましたので、これはカウンターはつけさせていただいて、10月になってしまいました。専門家に委託するという方法ではなくて、組合の職員がみずからやっているもので、ちょっと手間取ってしまったということがありますけれども、そういう形で進めさせております。

それから、市民の意見という部分なんですが、毎回ホームページの中で、今まで組合で策定してきた計画であるとか、あるいは議会の会議録、こういうものを全部公表をさせていただいております。ただし、市民の意識が非常に薄いといいますが、あるのかわかりませんが、あるのかわかりませんが、計画に対しても、今のところご意見は何もいただけていないと。

前にいただいた1件はございますけれども、それは今ホームページの方でリンクが張れないという話になっていますので、私、その当時指示はしましたけれども、現在できていないということですから、もう1度確認をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、非常に市民からの意見も少ないというのが現在の状況であるということでございます。

7番 佐藤知一議員 わかりました。ただ、これは去年8月の繰り返しになるんですけども、ホームページ上で市民からのご意見というようなところがありまして、そこにリンクがまるで張られていない。これだけ厚木市を初めとして、厚木愛甲環境施設組合に關係する今回の事業において、非常に関心が高いわけですね。特に厚木市においては中間処理施設において関心が高い中で、意見が寄せられていないというふうなことが、私には信じられない。当然そこにおいて、ホームページに来た人たちがここを見たときには、事務局側が何か隠しているんじゃないかというふうに思われても仕方がないというふうに思いますので、早急なる対応をよろしくお願いいたします。

以上です。

小野澤正巳事務局長 早急に対応するようにいたします。

石井恒雄議長 神子議員。

6番 神子雅人議員 せんだって全協でも清川村の落合議員からお話ございましたが、清川村の努力によって最終処分場の用地確保等を進めてこられたということで、村民の気持ちにすごく感謝するところでありますけれども、今回の施政方針の中にございまして、「最終処分場の施設基本設計の基礎となるべき施設整備基本計画等の作成を進めてまいります。」という中で予算化もされておりますが、その施策については、こういう気持ちを酌んだ中で推進している事業であると言っていいのでしょうか。予算です。最終処分場施設整備調査事業費の件です。

小野澤正巳事務局長 最終処分場施設整備の調査事業ということで、基本計画の予算を持たせていただいております。先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、最終処分場につきましては、もう既に地域に住民による対策委員会が設置をされておりまして、役員さんがいらっやいまして、そこ、清川村さんも含めてですけれども、組合といろいろ話をし、ご理解をいただいている中で、既に18年度に基礎調査も終わっております。そういう中で、やはり最終処分場の基本構想をつくっておりますので、これを持って、4月に入りましたら、地域の委員会の方にまず説明をさせていただきたいというふうに考えております。

そういう中で今後基本計画をつくっていくわけですが、新たな施設整備をするに当たって、当然地域の皆様のご意向というのがあろうかと思っております。そういうことを委員会の中でよくご協議をさせていただきながら基本計画をつくっていききたい、こういう状況でございます。

6番 神子雅人議員 最終と中間処理場については相互に関連する施設であると思っておりますけれども、清川村の皆様のお気持ちからすれば、最終処分場は早期に進めてもらいた

いという気持ちもあると思うんですが、相互に関連している中で、事務局としては、どういう中間と最終処理場の進め方を考えているか、お願いします。

小野澤正已事務局長 基本的には、広域化基本計画の中で示させていただいているのは、中間処理施設も最終処分場につきましても、同じ時期に稼働させてやるということが基本でございます。したがって、最終処分場ができたとしても、中間処理施設の方ができなければ、新たな中間処理施設から出るいわゆる焼却灰といいますが、そういうものは新たな処分場に入れるということをご了解いただいておりますけれども、現有の施設から出るものは入れるというお約束ではないですから、やはりその辺は今後地元の方とも十分調整をしながら進めていかないと、かえって清川村さんにご迷惑をかけてしまうことがあると思いますので、その辺は村も含んでいる協議をしていただいて進めていきたい、このように考えてございます。

6番 神子雅人議員 よろしく願いをいたします。

あと、市町村民の皆様の理解を得ていく中で、事業懇話会及びエコ・スタディを今後も引き続き開催をしていただけるということで、現状でなく今後、この内容についてより理解を深めてもらうための考え方をぜひ説明をお願いします。

小野澤正已事務局長 エコ・スタディにつきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、市民、住民の方に今の3市町村のごみの処理の現状といいますが、ぜひそういうことをご理解いただきたいということを目的にやっておりまして、来年度予算として計上させていただいております。もちろん先進事例の視察とかそういうものもございまして、専門の講師の方を2回ほど予定させていただいて、規模はどのくらいになるかわかりませんが、そういう説明会というよりも、市民を入れた中での意見交換会ですか、こういうものも含めてやっていきたいというふうに考えてございます。

石井恒雄議長 高橋議員。

3番 高橋徹也議員 この予算書の15ページにあります事務室維持管理事業費、1000万円ほどございますけれども、この予算案が通りますと、この4月1日から組合の事務局が商工会議所の方が変わるということでございます。変わることによって、それこそ皆さん方の税金を半分に節約できるというふうに認識しておりますけれども、恐らくきょうお見えの皆さん方も、会議所に越すんだという認識がない方もいらっしゃると思いますし、ましてや一般の市民の方はなかなかそんなことも知っておられないだろうというような中で、この組合の存在意義といいますが、その辺のPRも含めて何かお考えがあるかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

小野澤正已事務局長 今議員さんからおっしゃっていただいたとおり、この4月から事務局を移転いたしまして、その経費を削減するというので、今までは1200万円程度かかっていた経費が約600万円程度、約50%ぐらいになるということで、それぞれの構成市町村の財政的な負担も軽減するというのを目的に事務局を移転するというのでございまして、事務局の移転につきましては、組合の広報であるとか、あるいは構成市町村の広報にも掲載をいただきまして、事務局を移転することをPRしていただくということをお願いしております。

また、組合のホームページの方も、先ほど佐藤議員さんからもいろいろ話がありましたので、いま1度見直しをさせていただきまして、その中で組合の今後のあり方とか、あり方というよりも今やっている事業とか、そういうものをさらに広く皆さんに公表させていただきまして、またご意見をいただければいいと思います。そういうことを今後進めていきたい、このように考えてございます。

3番 高橋徹也議員 ということは、悪いことは何もないということだと思いますけれども、特別に何か課題みたいなことがないかどうか。例えば商工会議所に移ったことによる不便さだとか、何かそういうような問題点

があるかないかをちょっと確認したいと思えます。

小野澤正巳事務局長 事務所の移転につきましては、これはもうかなり前から計画をしておりましたので、移ることによって、こういう目と鼻の先ですから、それほど遠くへ移動するわけではございませんので、市役所も近いということで、それほど大きな課題はないというふうに考えてございます。

石井恒雄議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第4号 平成19年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成多数)

賛成多数。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

石井恒雄議長 日程9「議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則について」及び日程10「議員提出議案第2号 厚木愛甲環境施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例について」の2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。奈良握議員。

1番 奈良 握議員 ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、議会運営委員会の議案提出及び電磁的記録による会議録の作成を可能にするなど所要

の措置を講ずるため、本規則の一部を改正するものであります。

次に、議員提出議案第2号 厚木愛甲環境施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、議会運営委員の選任方法を改めるなど所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上2議案につきまして、よろしくご賛同いただきますようお願い申し上げます。

石井恒雄議長 一括質疑に入ります。

別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件は、会議規則第36条第2項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。 別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程9「議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程10「議員提出議案第2号 厚木愛甲環境施設組合議会委員会条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成全員)

賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

石井恒雄議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成19年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

---

午後0時00分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

副議長 熊 澤 俊 治  
議 長 石 井 恒 雄  
議 員 田 上 祥 子  
同 神 子 雅 人